

葛卷町農業委員会
第31回総会議事録

1 日 時 平成29年12月21日(木) 午後3時から午後3時53分

2 会 場 ふれあい宿舎グリーンテージ

3 会議に付した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 荒廃農地に係る非農地判断について

議案第4号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

報告第1号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について

報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について

報告第3号 農地の一時的現状変更完了報告書の受理について

報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

4 出席委員

① 門 場 政 一 ② 馬 場 正 俊 ③ 星 野 順 子 ④ 木戸場 真紀子

⑤ 橘 秀 子 ⑥ 芳 田 聡 ⑦ 川 崎 美由起 ⑧ 藤 森 雅 美

⑨ 長 峯 一 雄 ⑩ 森 久 雄 ⑪ 坂 井 徳 身 ⑫ 落 宰 勝

⑬ 落 宰 勝 ⑭ 久 保 淳 ⑮ 坂 待 純 一 ⑯ 深 澤 進

(会長職務代理者) (会 長)

5 議事録署名委員

⑤ 橘 秀 子 ⑥ 芳 田 聡

6 書記(農業委員会事務局)

千 葉 隆 則 (事務局長) 落 合 咲 子 (主幹)

事務局長

お疲れ様です。ただ今から第31回総会を始めさせていただきます。
初めに深澤会長からご挨拶を頂戴し、引き続き総会に入らせていただきます。
よろしくお願いいたします。

会 長

〔あいさつ〕

ご苦労様です。

今年も残すところ10日となりました。1年間の活動大変ご苦労様でした。皆様も既にご承知かと思いますが、来年の新体制の関係で、今月の議会に定数等かけていただきまして、農業委員会としては、農業委員8名、農地利用最適化推進委員12名ということで、町当局に提案しておりましたが、当局の方からは農業委員9名、最適化推進委員11名ということでありましたので、その定数で承認いただきました。詳しくはあとで局長の方から説明があると思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、11月29日と30日に、全国農業委員会会長代表者集会に行きまして。初日は農業者年金のセミナーと、午後4時から国会議員との懇談会、要請活動に出席して参りました。翌日の午前中は、個人的にはありますが、雫石町の会長さんの案内で、農水省に挨拶まわりをしてきました。その後は会長代表者集会に出席して帰ってきました。

それから、今日は総会終了後、恒例の第3回目の、中村課長さんによります遊休農地解消活動に関する研修会を予定しておりますし、その後、忘年会ということになりますので、よろしくお願いいたします。

議 長

〔開 会〕

それでは、総会に入ります。

ただ今から、葛巻町農業委員会第31回総会を開会いたします。

本日の出席委員は16名中16名で定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

なお、1番門場委員から遅刻の申し出がありましたので報告いたします。

本日の総会提出議案は、お手元に配付している議案書のとおりです。

議 長

《日程第 1 》

日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、5番橋委員、6番芳田委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は、事務局職員の千葉事務局長と落合主幹を指名いたします。

議 長

《日程第 2 》

次に、日程第2「会期の決定」を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

《日程第 3》

議 長

次に、日程第3「会務報告」について事務局の説明を求めます。

議 長

【事務局長 挙手】

事務局長。

事務局長

はい。お手元の会務報告をご覧いただきたいと思います。

月 日	内 容	出 席 者
11月22(水)	松村牧場 種雄牛排出を祝う会 (町内 グリーンテージ)	会長
24(金)	農業者年金協議会視察研修 (青森県おいらせ町 観光農園アグリノ里おいらせ 他)	会長/会長職務代理者 森委員/橋委員/星野 委員/主幹
29日(水)	農業者年金加入推進セミナー (東京都 メルパルクホール)	会長
	本県選出国會議員への要請活動・懇談会 (東京都 衆議院第1議員会館)	会長
30日(木)	全国農業委員会会長代表者集会 (東京都 メルパルクホール)	会長
12月1(金)	葛巻町議会12月会議 本会議 (役場 議場)	会長 事務局長
4日(月)	葛巻町議会12月会議 一般質問 (役場 議場)	会長 事務局長
8日(金)	葛巻町議会12月会議 本会議 (役場 議場)	会長 事務局長
11日(月) ~12日(火)	農業経営者セミナー(認定農業者交流研修会) (盛岡市 ホテル紫苑)	川崎委員
12日(火)	葛巻町森林組合山の神祭 (町内 グリーンテージ)	会長
15日(金)	現地確認調査 (町内)	芳田委員/久保委員/ 事務局長/主幹

以上でございます。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言がございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で日程第3「会務報告」を終わります。

《日程第4》

議長 次に日程第4「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。

1番の案件、●●第●●地割字●●の畑602㎡で、同地区の●●●●相続人代表●●●●さんの農地と、2番の案件、●●第●●地割字●●の畑916㎡で、被相続人●●●●さんの相続財産管理人で●●●●●●の●●●●さんが管理する農地を、●●地区の●●●●●●さんが農地を取得して新たに農業を行うため、買い受けしようとするものです。申請地の位置図は、6ページをご覧ください。1番の案件の農地は買い受け者である●●●●さんの自宅裏、2番の案件の農地は国道●●●●号のすぐ脇で●●●●商店の隣にあります。調査書は2及び3ページをご覧ください。農地法第3条の許可要件となる同条第2項該当の有無については、第1号の全部効率要件から第7号の地域調和要件まですべて該当しないため、問題ないものと認められます。

議案書1ページにお戻りください。次に、3番の案件は、●●第●●地割字●●の畑2筆6,186㎡で、●●●●●●の●●●●相続人代表●●●●さんの農地を、●●地区の●●●●●●さんが借り受けしようとするものです。申請地の位置図は11ページをご覧ください。主要地方道●●●●線の●●●●橋の右手前と借り受け者の自宅前の2カ所となっております。調査書は9ページをご覧ください。先ほどと同様に、農地法第3条第2項に該当しないことが許可要件でございますが、いずれもすべて該当しないため、許可要件に合致しているものと認められます。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を6番芳田委員にお願いします。

【6番芳田委員 挙手】

議長 芳田委員。

6番 現地確認結果を報告します。1番及び2番の案件は、親族間等の売買による所有権移転です。対象農地は譲受人の自宅裏と近所の2カ所で、新たに農地を取得してブルーベリーの栽培を予定しているもので、調査書に記載のとおり問題ないものと判断しました。

3番の案件は、これまでも相対で借り受けていたものを、この度の許可申請により来年1月から10年間の賃借権を設定するものです。

立ち会っていただいた借受人によると、農地の利用状況は前年と変わるものではなく、今後も牧草やデントコーンを作付けするとのことで、優良な農地として耕作が継続されるものと思われれます。よって、調査書に記載のとおり特に問題はないと判断いたしました。

以上です。

議長 次は地区担当委員の補足説明について、1番及び2番の案件は私から申し上げます。

1番につきましては、●●●●さんが離農により農地を処分したいということで、面積が6畝しかないため、●●●さんが農地を取得するには1反歩要件に足りないということもあり、●●さんの土地を併せて取得することになりました。●●さんの土地は、子供たちも亡くなりまして、相続人が誰もいないという状況にありまして、現在は●●さんという方が相続財産管理人となっております。●●の司法書士の方ですが、この方ができるだけ早く土地を処分したいということで、金額的には大変安いですが、●●●さんが買受けするということになりました。特に問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

次に3番の案件の補足説明を、15番坂待会長職務代理者をお願いします。

【15番坂待会長職務代理者 挙手】

議長 坂待会長職務代理者。

15番 はい。この案件につきましては、昨年度から利用調整を進めてきた案件になりまして、一部遊休農地もあったわけですが、その解消にも繋がりました。許可相当と判断いたしております。

議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定を求めることについて」は原案のとおり許可することを決定いたします。

《日程第5》

議長 次に日程第5「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は12から13ページをご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は5件でございます。

1番の案件は、●●●●●●の●●●●●●さんが既存住宅の購入にあたり、住宅への通路

と露天駐車場を確保するために、売買による所有権移転のうえ、永久転用するものです。農地の所在は●●●●●●で、●●●●●●さんの転作田から分筆登記したもので、2筆で67m²となっております。申請地の位置図は16ページをご覧ください。対象農地は町道●●●●線を約70m上った地点の沢を渡った所から住宅付近までです。調査書は14ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

議案書は12ページにお戻りください。2番の案件は、●●●●●●の携帯電話無線中継基地局設置に伴う工事用地でございます。農地の所在は●●●●●●第●●●●●●地割字●●●●●●の転作田1筆3,407m²の一部を使用するもので、貸付人及び借受人は記載のとおりです。位置につきましては22ページをご覧ください。鉄塔建設予定地は、国道●●●●●●号を●●●●●●から●●●●●●方面に約250m進んだ左手にある農地です。23ページに今回の平面図を添付しております。資材置場やクレーンの設置を含む工事仮設用地として161.24m²を使用するもので、期間は来年2月中旬から5月までの約3カ月を予定しております。19ページの調査書をご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。なお、携帯電話無線中継基地局の建設計画につきましても、同日付で●●●●●●株式会社から提出されておりますので申し添えます。

議案書は13ページをご覧ください。3番から5番の案件ですが、すべて有限会社●●●●●●が砂利採取のため、隣接する農地を一時転用するものでございます。農地の所在は●●●●●●第●●●●●●地割字●●●●●●で、3番は●●●●●●さんの転作田で1,182m²、4番は●●●●●●さんの転作田で836m²、5番は●●●●●●の●●●●●●さんの転作田4筆で2,006m²、全体では4,024m²となっております。申請地の位置につきましては31ページをご覧ください。対象農地は町道●●●●●●線から●●●●●●商店の手前を左側に約10m入った道路脇です。調査書は26ページをご覧ください。この案件について調査した内容をまとめたものでございますが、4番の農地転用許可基準からみた意見と理由にそれぞれ記載しているとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

以上でございます。

議 長

この事案は現地確認が行われております。
現地確認の結果について、14番久保委員にお願いします。

【14番久保委員 挙手】

議 長
14 番

久保委員。
現地確認結果を報告します。

1番の案件は、立ち会った業者の話によると道路の高い部分を削った土砂を駐車場部分に盛り土する予定とのことで、通用路及び駐車場としては必要最小限となっております。また、住宅周辺の草地への進入路は18ページの配置図に記載のとおり住宅への通用路とは別に確保されていることから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

2番の案件は、携帯電話無線中継基地局の設置工事用地で、国道●●●●●●号と●●●●●●の間位置し、付近には●●●●●●の携帯電話無線中継基地局が既に設置されています。

工事にあたっては鉄板を敷設して行われることや国道及び河川に囲まれていることから農地への影響は少ないと思われます。このことから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

3番から5番の案件は、砂利採取に伴う一時転用になります。申請地は現在、牧草及びデントコーンが作付けされている状況で、貸借期間は許可日から1年間となっております。転用業者の説明では31年の春には飼料畑として使える状態にしたいということでした。このことから、調査書に記載のとおり特に問題ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明について、1番の案件を2番馬場委員にお願いします。

【2番馬場委員 挙手】

議長 馬場委員。

2番 2番の案件について報告させていただきます。場所は私どもの地区で長いこと空き家となっていた場所なんですけれども、実際に道路の形はありますが、敷石等が施されたところがないということで整備するものと聞いております。特に問題はないと考えております。

議長 次に2番の案件の補足説明を、13番落宰委員にお願いします。

【13番落宰委員 挙手】

議長 落宰委員。

13番 先ほど説明があったように、農地には影響していませんので、問題ないと思います。

議長 次に3番から5番の案件は、私から申し上げます。

先ほど久保委員から説明があったとおり、一時転用の案件でありますので、特に問題はないと思います。

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」を原案のとおり許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて」は原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

《日程第6》

議長 次に日程第6「議案第3号 荒廃農地に係る非農地判断について」を議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長

議案書は32から38ページをご覧ください。

農地・非農地の判断は、今年8月23日の農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロールを行い、農林水産省経営局長通知の農地法の運用について第4(1)に基づき判定しております。なお、本総会での審議の結果、農地に該当すると判断した場合は所有者等に対し、その旨を通知いたします。

また、非農地に該当すると判断した場合は、その所有者に対し非農地通知書を、県・法務局等の関係機関に対しては非農地通知一覧表と、特に法務局に対しては1筆毎の写真を添付して送付するものでございます。この法務局提出用の写真撮影を事務局で行った際に、農地パトロールの際には確認していませんが、同一所有者の近隣等に荒廃農地を新たに発見したことから、12月13日付けで各委員宛に事前送付した議案の備考欄に、要確認(事務局追加分)として記載した5筆について、地区担当委員に再確認をお願いしたところでございます。

今回、ご審議いただく筆数は82筆で、面積は179,925㎡でございます。事前に議案及び写真を送付しておりますので、筆毎の詳細な説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

議長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたら、どうぞ。

【15番坂待会長職務代理者 挙手】

議長

坂待会長職務代理者。

15番

はい。59番なんですけど、この方は施設に入っております、8月のパトロールで現地状況確認はしておりますが、非農地については確認はとれておりません。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

委員さんもしくは事務局等で、今回提案させていただいているものは、ご本人またはその他の相続人の方等に、ご確認いただいたものを今回あげさせていただいておりますので、現地はそのとおりですが、町内の方に関しては基本的に各委員さんに確認していただいたという認識でいたのですが、そうしますと59番の●●さんに関しましては確認がとれていないということですか。

【15番坂待会長職務代理者 挙手】

議長

坂待会長職務代理者。

15番

現地確認はとれていますが、所有者の確認はとれていません。

【事務局長 挙手】

議長

事務局長。

事務局長

それでは、59番につきましては非農地判断からは除くということになります。

【15番坂待会長職務代理者 挙手】

議長

坂待会長職務代理者。

15番

59番については今回は保留になるということですが、本人の承諾が必要であるということであれば、事務局もご同行いただいて、本人の承諾を得るということにさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。
事務局長 はい。できれば同行させていただきます。

【2番馬場委員 挙手】

議 長 馬場委員。
2 番 はい。法務局に対して1筆毎に写真を送付するということですが、そうしますと法務局の方ではどのように取り扱われるのでしょうか。送付した写真を元に、登記の内容を変更するということでしょうか。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。
事務局長 当町におきましては、以前非農地判断をした際には、写真の添付は求められておりません。今回、平成20年以来約9年ぶりに当町で非農地判断をすることになりましたので、滝沢市や周辺の農業委員会事務局に確認をいたしましたところ、最近では法務局に1筆毎の写真を送付してくださいというような要請をされたということですので、今回写真を添付するものでございます。地目が変わるということは、法務局の方でも現地確認をするということであろうかと思いますが、当町だけではなく、非農地の関係に関わらず、いろんな市町村から様々な案件が出るものですから、法務局の方でも確認しきれないといった部分もあるのではないかと思います。従いまして、農業委員会という公的な機関が一覧表を提出すれば、従来であればどのような処理をされていたかは分からないんですけども、写真を添付することによって、公的な機関が申請したものに裏付けという部分で、写真の添付を求めているのではないかと、推測ではございますけれども、そのように指導しているとのことでございます。

【12番藤岡委員 挙手】

議 長 藤岡委員。
12 番 農地転用の作業はしなくていいということですか。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。
事務局長 農地転用ということではなくて、非農地となりますので、所有者さんが地目変更の登記を法務局に行ってしていただくこととなります。

【12番藤岡委員 挙手】

議 長 藤岡委員。
12 番 農業委員会ではなく法務局にいかなければならないということですか。法務局から何か通知が来るのですか。

【事務局長 挙手】

議 長 事務局長。
事務局長 先ほど議案の説明をしましたとおり、非農地となれば、所有者さんに農業委員会の方から非農地判断をした旨の通知が参ります。その書類を持って、法務局で地目変更登記をしてくださいという指導の文書も合わせて送付するものでございます。

議 長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議長 議案第3号「荒廃農地に係る非農地判断について」は59番を除いた81筆を非農地と判断することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

議長 よって議案第3号「荒廃農地に係る非農地判断について」は59番を除いた81筆を非農地と判断することに決定いたします。

《日程第7》

議長 次に日程第7「議案第4号 葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題に供します。

議長 事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は40ページをご覧ください。

事務局長 まず、1農用地利用計画の変更概要でございますが、(1)土地利用の状況(変更前の状況)の行政区域の総面積は町全体の面積でございます。次の段の農業振興地域、これは総合的に農業振興を図るべき地域ですが29,252ha、うち農用地区域、これは集団的に存在する農用地や土地改良事業区域内などの生産性の高い農地等で農業上の利用を確保すべく指定された土地ですが15,722.6haとなっております。次の(2)農用地利用計画の変更が、本日もご審議いただく内容となります。農用地区域から25.32haを除外し、(3)今後管理する農用地区域の総面積が15,697.3haになるものでございます。

事務局長 次のページをご覧ください。農用地区域から除外される25.32haの内訳で、変更理由別に住宅建設が1件629㎡、駐車場用地が1件250㎡、植林転用が1件252,290㎡となっております。次のページをご覧ください。農用地区域からの除外一覧で、合計3件でございます。

事務局長 次のページをご覧ください。1番の案件は、●●●地区の●●●●さんが農家住宅建設のために農用地区域から除外するもので、農地の所在は●●第●●地割字●●の畑、3,027㎡のうち629㎡です。申請地の位置につきましては45ページをご覧ください。町道●●●●●線の●●●橋を渡ってすぐの左手道路脇です。44ページをご覧ください。農用地区域からの除外に関する検討表の5農地転用許可基準上の判断とその理由において、農地区分は第2種農地であり、かつ、農地転用目的の例外規定の代替性に該当しないものでございます。

事務局長 49ページをご覧ください。2番の案件は、●●地区の●●●さんが墓地の駐車場用地として農用地区域から除外するもので、農地の所在は●●字●●の田、614㎡のうち250㎡です。申請地の位置につきましては51ページをご覧ください。主要地方道●●●●●線に架かる●●橋の約120m手前の左手道路脇です。50ページをご覧ください。先ほどと同様に農用地区域からの除外に関する検討表において、農地区分は第2種農地であり、かつ、農地転

用目的の例外規定の代替性に該当しないものでございます。

54ページをご覧ください。3番の案件は、●●地区の●●●●さんが植林のため農用地区域から除外するもので、土地の所在は●●字●●の山林、252,290㎡です。55ページをご覧ください。農用地区域からの除外に関する検討表の5農地転用許可基準上の判断とその理由において、登記地目及び現況地目ともに山林のため転用許可は不要となっております。以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を6番芳田委員にお願いします。

【6番芳田委員 挙手】

議長 芳田委員。

6番 現地確認の結果を報告します。

1番の案件は、同地区の●●●●●さんの所有地で、自宅が火災により焼失し、跡地は上水道管が近くにないことから、上水道管が近くにあり、日当たり良好な申出地に住宅を建設するものです。

現況は46ページのとおり栗林で、現地は周囲が山林と町道、河川に囲まれていて周辺に農用地はなく、宅地として必要最小限の面積であることから、農用地区域からの除外はやむを得ないものと判断いたしました。

2番の案件は、納骨等の際に既存の墓地駐車場が狭いため、主要地方道●●●●線脇にマイクロバス等を停車させているようですが、現地はカーブで見通しが悪く非常に危険な状況であることから、新たに駐車場を整備するものです。申出地は、県道と墓地への通路に面した土地で、耕作者が死亡してからは借り手がなく、利用されていない状況です。駐車場として必要最小限の転用であり、他の農地や農作業にも支障は生じないことから、農用地区域からの除外はやむを得ないものと判断いたしました。

以上です。

議長 次に地区担当委員の補足説明について、1番の案件は6番芳田委員が現地確認を行っていますので省略し、2番及び3番の案件を1番門場委員にお願いします。

【1番門場委員 挙手】

議長 門場委員。

1番 はい。●●の工事につきまして特に問題はないと思います。●●さんの案件につきましても、植林ということで問題はないと思います。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご意義ございませんか。

【「異議なし」の声】

議長 異議なしと認め、採決に移ります。

議案第4号「葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を同意することに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

議長 挙手全員です。

よって議案第4号「葛巻農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は同意することとし、町長にその旨、意見を提出いたします。

《日程第8》

議長 次に日程第8「報告第1号 農地法第6条第1項の規定による報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は58ページをご覧ください。

農地法第6条第1項の規定による報告書を3件受理しましたのでご報告いたします。

昨年度から農業生産法人は農地所有適格法人という名称に替わり、法人要件も緩和されているところでございます。

1番は、有限会社●●●●からの報告で、事業年度は記載のとおりです。提出されました報告書を審査しましたところ要件に記載のとおり、①法人形態、②事業要件、③構成員要件、④業務執行役員要件とも農地所有適格法人として適合するものと認められました。

2番は、有限会社●●●●●●●●からの報告で、事業年度は記載のとおりです。書類審査の結果、先ほどと同様にいずれの項目も農地所有適格法人として適合するものと認められました。

3番は、農事組合法人●●●●●●●●からの報告で、事業年度は記載のとおりです。こちらも要件に適合するものと認められました。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

《日程第9》

議長 次に日程第9「報告第2号 農地転用許可後の工事進捗状況報告書の受理について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は59ページをご覧ください。有限会社●●●●から工事進捗状況報告書を12月11日に受理いたしましたので、ご報告いたします。

1から3番は●●地区で、今年4月25日に一時転用許可を受けた分の完了報告です。4から6番は●●地区で、今年9月14日に一時転用許可を受けた分の第1回目の報告書です。

12月15日に芳田委員、久保委員とともに進捗状況を確認して参りました。

以上でございます。
議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を14番久保委員にお願い
します。

【14番久保委員 挙手】

議長 久保委員。
14番 現地確認の結果を報告いたします。

1から3番の案件は今年3月の第22回総会において、砂利採取を目的とする工鉦業用地
への一時転用することを許可相当と決定したものです。現地は十分な埋め戻しが行われて
おり、砂利採取前の農地に復元されていることを確認して参りました。

また、4から6番の案件は今年8月の第27回総会において同じく砂利採取を目的とした
一時転用を許可相当と決定したものです。現地は備考欄に記載どおり、砂利採取が90%、埋
戻しが60%の進捗状況と思われます。よって、届出内容はすべて妥当と判断いたしました。

以上でございます。

議長 地区担当委員の補足説明を、1から3番は14番久保委員が現地確認を行っているため省
略します。4から6番は、私から申し上げます。

久保委員の報告どおりとなります。

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

《日程第10》

議長 次に日程第10「報告第3号 農地の一時的現状変更完了報告書の受理について」を議題
に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。
事務局長 議案書は、60ページをご覧ください。

有限会社●●●●から、11月30日に農地の一時的現状変更完了報告書を受理しましたの
で、ご報告いたします。昨年8月の台風10号により被害を受けた●●●地区の河川災害復
旧工事を行うため、現場に隣接する農地の一部を仮設用道路として、一時的に使用するこ
とから、今年4月に一時的現状変更届が出されていたもので、11月29日に工事が完了して
おります。

12月15日に芳田委員、久保委員とともに状況を確認して参りました。

以上でございます。

議長 この事案は現地確認が行われております。現地確認の結果報告を14番久保委員にお願い
します。

【14番久保委員 挙手】

議長 久保委員。

14 番 現地確認の結果を報告いたします。
この案件は●●川の災害復旧工事に伴う一時的現状変更で、元の農地に復旧されていることを確認して参りました。なお、所有者が設置していた町道●●●線から対岸の農地に渡る橋は、現地確認の際には外されておりましたが、施工業者の話によると完了検査後に架ける予定とのことです。よって、届出内容は妥当と判断いたしました。

以上でございます。

議長 次に、地区担当委員の補足説明を、8番藤森委員にお願いします。

【8番藤森委員 挙手】

議長 藤森委員。

8番 ただ今の報告のとおりで、特に問題はないと判断しております。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

《日程第11》

議長 次に日程第11「報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題に供します。

事務局より議案の説明を求めます。

【事務局長 挙手】

議長 事務局長。

事務局長 議案書は、60ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理しましたので、ご報告いたします。

12月11日、●●●在住の●●●●●さんからの届け出で、昨年1月に亡くなられた父●●●さんの所有地を相続により取得したものでございます。

田2筆1,181㎡と畑10筆7,213㎡の合計12筆8,394㎡のうち10筆は以前から貸付けており、自己管理している2筆の面積は7畝程度で、宅地周辺であることから花畑及び自家用野菜を作付けするなど適正に管理されています。

なお、受理通知書については、12月13日に送付しております。

以上でございます。

議長 以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 ないようですので、以上で報告第4号を終了いたします。

《日程第12》

議長 次に日程第12「その他」ですが、委員の皆さんから何かございましたら、どうぞ。

【「なし」の声】

議長 事務局からあればお願いします。

議 長 【「ありません」の声】
 ないようですので、「その他」を終了します。
 以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第31回総会を閉会いた
 します。

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

平成29年1月5日

会 長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____